

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和2年度安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム周辺管理委託業務
業 務 概 要	安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダムの周辺管理等を行い、ダム周辺環境の良好な維持により、ダム管理に万全を期するものである。
契約担当官の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長 安仁屋 勉 沖縄県名護市大北三丁目19番8号
契 約 年 月 日	令和 2年 4月 1日
契 約 業 者 名	国頭村長
契 約 業 者 の 住 所	沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地
契 約 金 額	13,291,700円 (税込み)
予 定 価 格	16,500,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	沖縄県国頭郡国頭村字川瀬原、字安田福地原、字辺野喜大川山地先
業 種 区 分	役務の提供等
履 行 期 間 ( 自 )	令和 2年 4月 1日
履 行 期 間 ( 至 )	令和 3年 3月31日
備 考	

## 随意契約理由書

1. 業 務 名 令和2年度安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダム周辺管理委託業務
1. 履 行 場 所 安波ダム（沖縄県国頭郡国頭村字川瀬原地先）  
普久川ダム（沖縄県国頭郡国頭村字安田福地原地先）  
辺野喜ダム（沖縄県国頭郡国頭村字辺野喜大川地先）
3. 契約の相手方 住 所：沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地  
名 称：国頭村長 宮城 久和  
電 話：0980-41-2101
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

### (1) 目的・内容

本業務は、国頭村内に所在する安波ダム・普久川ダム・辺野喜ダムにおいて、ダム堤体周辺公園施設等の維持管理を行い、ダム周辺環境を良好に保つため実施するものである。沖縄本島内の水需要の約70%を担っている直轄ダムには、来客者や見学者が多く、それらの人々に対してダム周辺の良好な環境を維持することにより、ダム管理及び水資源開発の普及啓蒙に努めるものである。

### (2) 理 由

平成19年3月16日に国頭村長と北部ダム統合管理事務所長は、国頭村の地域活性化（村による観光資源としての施設の活用、緊急時の対応、雇用の創出）を図る目的で「安波ダム、普久川ダム及び辺野喜ダムの施設活用に関する確認書」（以下「確認書」という。）を交わしている。本業務は、この確認書に基づき、公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）1(2)①(ニ)（地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの）により、国頭村長と随意契約を行うものである。